

● 災害対策基本法の一部を改正する法律

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・ 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・ 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

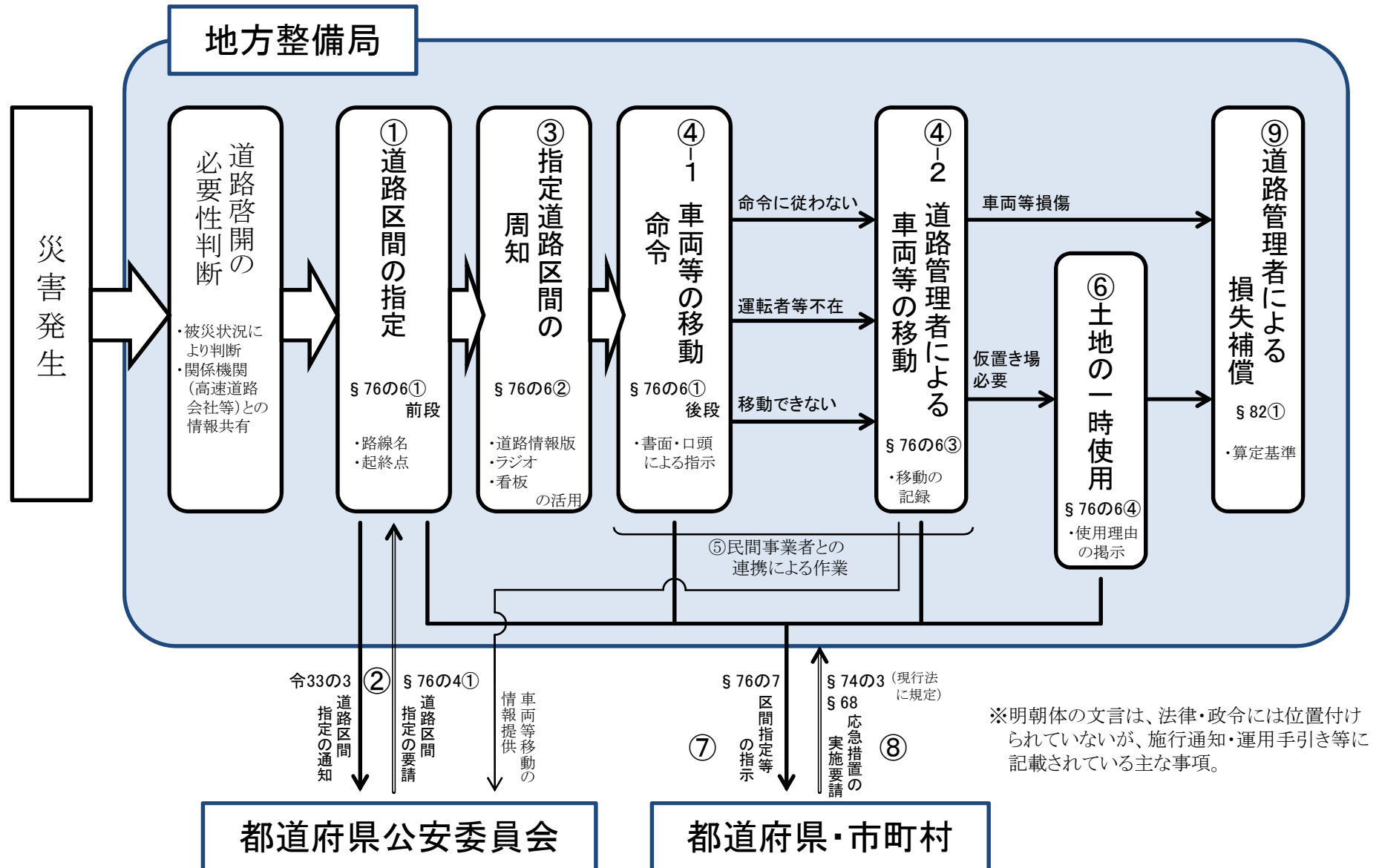
- ・ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)

災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）（抄）

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第６８条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（指定行政機関の長等に対する応援の要求等）

第７４条の３ 第７０条第３項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（災害時における交通の規制等）

第７６条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３９条第１項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

２ 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第４項及び第７６条の３第１項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第７６条の４ 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和３２年法律第７９号）第４条第１項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第７６条の６第１項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第３項若しくは第４項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

- 2 会社管理高速道路（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社（第76条の6第6項及び第7項において「会社」という。）が同法第4条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。）をいう。第76条の6において同じ。）の区間について前項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この項において「機構」という。）」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第1項」とする。
- 3 公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第76条の6第8項及び第9項において同じ。）の区間について第1項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方道路公社（第3項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。）」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第8項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わつて地方道路公社が行う同条第1項」とする。

（災害時における車両の移動等）

- 第76条の6 道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第3項第3号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。
- 2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
- 3 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら第1項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- 一 第1項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
 - 二 道路管理者が、第1項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
 - 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第1項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

- 4 道路管理者は、第1項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。
- 5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第1項から前項までの規定による権限を行うものとする。
- 6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社へ通知しなければならない。
- 7 機構は、第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務の一部を会社へ委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかななければならない。
- 8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第1項から第4項までの規定による権限を行うものとする。
- 9 第5項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。

第76条の7 国土交通大臣は道路法第13条第1項に規定する指定区間外の国道（同法第3条第2号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同法第3条第3号に掲げる都道府県道をいう。）及び市町村道（同法第3条第4号に掲げる市町村道をいう。以下この条において同じ。）に関し、都道府県知事は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

第76条の8 第76条の6に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び前条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（損失補償等）

- 第82条 国又は地方公共団体は、第64条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）、同条第7項において同条第1項の場合について準用する第63条第2項、第71条、第76条の3第2項後段（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第76条の6第3項後段若しくは第4項又は第78条第1項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 機構又は地方道路公社は、第76条の6第5項又は第8項の規定により同条第3項後段又は第4項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号）（抄）

（災害時における車両の移動等の手続等）

第３３条の３ 道路管理者は、法第７６条の６第１項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

２ 法第７６条の６第１項の規定による命令は、書面又は口頭とするものとする。

第３３条の４ 法第７６条の７の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について関係道路管理者による法第７６条の６第１項の規定による指定が行われていないことその他関係道路管理者による同項の規定による指定若しくは命令若しくは同条第３項若しくは第四項の規定による措置（以下この条において「指定等」という。）が適切に行われていないか、又は適切でない指定等が行われようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われないおそれがあるときに行うものとする。

第３３条の５ 法第７６条の６第１項から第４項までに規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び法第７６条の７に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、同条に規定する権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

２ 第３３条の３第１項に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

災害対策基本法の一部を改正する法律について（施行通知）

平成26年11月21日付け

国道政第62号 国道国防第153号 国道高第220号

国土交通省道路局長から各地方整備局長、北海道開発局長、
沖縄総合事務局長あて

第一 法改正の背景等

今般の法改正は、首都直下地震等大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や大量の放置車両の発生が懸念されること、また、大雪時にも車両の通行が困難となることにより、立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念されることから、放置車両対策等の強化を図るものである。

（参考）想定される事態について

① 首都直下地震発生時に想定される事態

- ・ 首都直下地震においては、都区部の全域において震度6以上の強い揺れが発生し、全壊・焼失家屋数が最大で61万棟、死者数が23,000人に及ぶものと想定（平成25年12月中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について」より）され、早期の救命・救助活動の実施が、人的被害の抑制に大きく貢献することとなる。
- ・ 発災数時間後からは、鉄道の運行停止に伴う道路交通への負荷の増大、首都高速道路等の通行規制による輸送容量の低下、都心部における建物倒壊による道路閉塞等が相まって、深刻な交通渋滞、放置車両の発生が懸念される。これにより、道路啓開作業が停滞した場合、救命・救助活動を担う自衛隊や、被災地外の自治体からの緊急消防援助隊等の現場への到達が遅れ、被害の拡大につながるおそれが高い。

② 大雪時に想定される事態

- ・ 平成26年2月14日～16日に発生した大雪においては、山梨県を中心に、約1,600台（直轄国道のみ）の立ち往生車両等が発生し、大規模な道路交通の途絶が発生した。その際、一部の車両について、ドライバーと連絡がとれない等により移動できない車両が発生したり、身動きが取れない立ち往生車両が多数生じたりし、それらの車両が支障となることで除雪作業が停滞する状況が発生した。
- ・ 当該車両については、所有者が車両に戻ってきたことから、結果的には自走による移動の指示を行うことで除雪作業を再開したが、仮に、大雪により、放置された車両の台数が多数に上り、更なる除雪作業の停滞が生じるような場合には、孤立集落・通院困難者の発生等による被害が拡大する危険性がある。

なお、大雪が予想されるときには、立ち往生車両の発生を抑制するための早めの通行止めや関係道路管理者が調整して除雪優先区間の設定等を行うとともに、大雪に備えあらかじめチェーンの装着等の準備をすることを呼びかけるなど、適切な対応を図られたい。

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

（1）趣旨

災害が発生した場合に、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間すら確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあることから、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限を付与することとしたものである。ここでいう「その他の物件」とは、車両から落下した積載物などを主に想定しているが、車両とともに緊急通行車両の通行の妨害となっているものは今回の措置の対象となり得るものである。なお、倒壊した建物などの瓦礫については、道路法第42条に基づく通常の維持管理行為でも除去可能である。

車両の移動等を行うに当たっては、被災地域外から被災現場までのルートを適切に確保するため、各道路管理者が連携して道路啓開を行うことが必要であり、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者とは、平時より具体的な対応方針の作成や道路啓開が想定される道路の現況調査の実施、合同防災訓練の実施等により、緊密に連携を図るとともに、発災時においても、情報を共有し、十分に連携して臨機応変に対応されたい。また、都道府県公安委員会や緊急通行車両の運行管理者等関係する機関と必要な調整を行うものとする。

なお、被災地域の道路管理者が車両の移動等を行おうとする場合には、当該道路管理者のみの人員や資機材では対応しがたいことから、民間事業者による応援・協力体制など、発災時に関係者で連携して速やかな道路啓開が行われる体制を構築されたい。

（2）内容

① 道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができるものとした。また、これらの指定及び命令については道路管理者のみの判断で行うことができるものとしている。

具体的な車両等の占有者等に対する命令の内容としては、車両その他の物件について、

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

等を想定しており、これにより、緊急通行車両の通行を確保するため最低限一車線の通行を確保することを想定している。なお、命令は書面の提示又は口頭で行うものである。

道路区間の具体的な指定方法については、指定すべき道路の区間の起終点を示すことによって行うほか、一定の区域内の当該道路管理者が管理する道路の区間を包括的に指定する等の指定も可能なものである。指定に当たっては、道路の状況等を勘案し、指定が必要となる（車両の移動等の措置が必要となる）区間が不足なく含まれるよう留意して行うことが望ましい。

また、令第33条の3において、道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をし

ようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないものとし、緊急を要する場合（道路区間の指定に緊急を要するものの、通信手段がないことで指定前に通知することが困難な場合を含む。）で、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならないものとした。なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合においては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付することとされたい。

② 指定道路区間の周知について（第２項）

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならないものとした。なお、周知の方法については、災害時であることに鑑みて、道路情報板、ラジオ等を活用して行うことを想定しており、指定道路区間内に在る者に対して、個々に伝達することを要するものではない。

③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第３項）

以下に掲げる場合において、道路管理者は、自ら①の措置をとることができるものとした。

- 一 ①の措置をとることを命ぜられた車両等の占有者等が、当該措置をとらない場合（車両等の占有者等が命令に従わない場合や、命令はしたもののタイヤのパンクや燃料切れ等により直ちに措置をとることができない場合を想定）
- 二 道路管理者が、①の命令の相手方が現場にいないために①の措置をとることを命ずることができない場合（放置車両の場合を想定）
- 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に①の措置をとらせることができないと認めて①の命令をしないこととした場合（走行空間が全くなく、外形上、車両等の占有者等による移動が不可能であることが自明である場合等を想定）

また、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができるものとした。この「やむを得ない限度の破損」とは、災害時の状況に応じて判断されるべきものであるが、車両の移動等に複数の方法がある場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ最も破損の度合いが低いものを選択した結果、生じる破損のことである。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを一部割ることや、車両を重機で持ち上げる際にすり傷やバンパーのへこみを生じさせる場合などを想定しているが、移動スペースが全くなくやむを得ない場合には車両を段積みすることで車両を変形させることも許容されるものである。その際、車両等の占有者等が不在のため道路管理者が車両の移動等を行った場合（上記二の場合）には移動の内容を掲示しておくこと、また、車両等を破損した場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、移動の前後の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

なお、上記措置の実施に当たっては、道路管理者は、災害応急対策に重要な役割を果たすライフライン施設や電気通信設備等の重要な施設、設備、工作物等は、その機能を失わせないため、極力損傷しないよう十分に配慮するものとする。

また、各種交通対策が的確に行われるためには、都道府県公安委員会として、道路交通に関する情報を把握する必要があるほか、上記措置により移動した車両等の占有者等が盗難に遭ったものと考え、警察に被害申告する可能性があること等から、道路管理者は、自ら車両の移動等を行った場合は、当該地域を管轄する警察署長（当該措置を高速道路において行った場合は、当該高速道路を管轄する高速道路交通警察隊長。以下同じ。）に対して、別途通知等で定めるところにより、適切に当該措置を記録した情報の提供を行うものとする。

④ 車両の移動等のために必要な土地の一時使用等について（第4項）

道路管理者は、①及び③の措置をとるため、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとした。この場合において、道路管理者は、周辺の公用地の有無を確認するとともに、一時使用をしようとする土地の状況等に鑑みて、私人の財産の毀損、周辺環境への影響等、当該土地の一時使用による損失や影響が最小限となるよう、使用する土地を選択し、その使用期間についても、できるだけ短期間とすべきこととなる。その際、土地の所有者が容易に見つからないなどにより同意等なく土地を使用する場合には使用理由を掲示しておくこと、また、土地の一時使用等により私人の財産の侵害となった場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

なお、必要な限度における竹木その他の障害物の処分を行うに当たっては、道路管理者は、保安林の立木を伐採した場合などに森林法で定められている事後の届出について災害応急対策の終了後に速やかに対応するなど、関連する規定を遵守し、十分に留意して行うものとする。

⑤ 会社管理高速道路における機構の権限代行について

（第5項、第6項、第7項及び第9項）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わって、①から④までの権限を行うものとした。

この場合において、機構は、会社管理高速道路の道路管理者に代わって①から④までの権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を高速道路株式会社（以下「会社」という。）に通知しなければならないものとした。なお、当該権限代行については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとした。

また、①から④までの権限に係る事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、機構は、当該事務の一部を会社に委託しようとするときは、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならないものとした。

⑥ 公社管理道路における地方道路公社の権限代行について（第8項及び第9項）

地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わって、①から④までの権限を行うものとした。なお、当該権限代行については、道路整備特別措置法第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとした。

（3）移動命令の伝達や車両の移動等を道路管理者の名義において行うことについて

（2）①の指定道路区間における車両等の占有者等への移動命令の伝達（法第76条の6第1項）や、（2）③の車両の移動等（法第76条の6第3項）及び（2）④の車両の移動等のために必要な土地の一時使用等（法第76条の6第4項）については、道路管理者の名義と責任のもとに、実際には、主として道路管理者の職員や道路管理者から委託を受けた民間事業者が行うことが想定される。なお、法第76条の6第3項では、「道路管理者は、『自ら』第一項の規定による措置をとることができる。」とあるが、これは、道路管理者のみが車両の移動等の物理的行為を行うという意味ではなく、命令の相手方となりうる車両等の占有者等に「代わって」行うという意味であることを申し添える。また、道路管理者から協力・応援の要請を受けた他の道路管理者（例

えば、国や都道府県の道路管理者が、被災市町村の道路管理者の応援を行う）が車両の移動等を行う場合も想定される。さらに、災害派遣活動を行っている自衛隊が、関係法令に基づき、その活動のために車両の移動等を行うといった場合も想定されうる。さらには、消防活動を行っている部隊等が、その活動のためにやむを得ず車両の移動等を行うといった場合も想定されうる。

道路管理者においては、現場での混乱を防ぐため、これらの道路管理者以外の主体との間で、改正法に基づく車両の移動等を行うことについての役割と責任の分担等について、民間事業者と協定を締結する、関係者が参加した協議会において策定する事前計画において明示する等の方法により、平時から、道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て指定道路区間内において行われる改正法に基づく車両の移動等は道路管理者の責任において行われる行為であることを明確にし、これを関係者間で共有されたい。また、災害時においては、通信が途絶することとも想定されるため、車両の移動等を行うこととなる道路管理者以外の主体との間の連絡体制についても整備しておくこととされたい。なお、災害時においては、道路管理者から他の道路管理者への協力・応援要請など、行政間の要請は、電話による口頭要請など迅速に行うことができる方法で差し支えない。

この際、改正法に基づく車両の移動等は、公権力の行使であり、現場での円滑な対応のため、委託業者等行政職員以外の民間事業者に行わせる場合には、道路管理者から委託を受けていること（権限を有する道路管理者の意思であること）を明示する書面を手交しておくこととされたい。

また、道路管理者以外の者が道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て行われる改正法に基づく車両の移動等の措置をとった場合には、当該措置をとった者は道路管理者にその内容を報告するものとし、報告を受けた道路管理者は、その報告内容について、警察署長に対して、適切に情報の提供を行うものとする。

2. 都道府県公安委員会からの要請について（法第76条の4関係）

（1）趣旨

都道府県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を行うことができる。したがって、当該規制と道路管理者による道路啓開との連携を確保するため、都道府県公安委員会から道路管理者に対して、1の権限の行使について要請することができる規定を設けることとした。

（2）内容

① 都道府県公安委員会から道路管理者への要請について（第1項）

都道府県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、1（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1（2）③及び④の措置をとるべきことを要請することができるものとした。

都道府県公安委員会から要請を受けた道路管理者は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断されたい。なお、要請を受けて行う措置に係る費用は道路管理者の負担となる。

② 都道府県公安委員会から機構等への要請について（第2項及び第3項）

都道府県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときであって、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間が会社管理高速道路又は公社管理道路であるときは、それぞれ機構又は地方道路公社に対し、当該

道路の区間において、1（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1（2）③及び④の措置をとるべきことを要請することができるものとした。

都道府県公安委員会から要請を受けた地方道路公社は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断されたい。なお、要請を受けて行う措置に係る費用は地方道路公社の負担となる。

3. 国土交通大臣又は都道府県知事からの指示について（法第76条の7関係）

（1）趣旨

緊急通行車両の通行を確保するためには、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のネットワークで被災現場までのルートを確認することが必要である。このため、道路管理者が1の措置を行うに当たって、被災現場までのルート全体を広域的に俯瞰して、必要な道路啓開が行われるよう、国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は指定都市以外の市町村に対し、必要な指示を行うことができることとする規定を設けることとした。

なお、市町村から都道府県に対し、また、都道府県から国に対し、道路啓開を要請しようとする場合については、災害対策基本法において、今回の改正による車両の移動等に限らず、災害対策応急対策全般について、被災市町村から都道府県に対し、また、被災都道府県から国に対し、災害応急対策の実施を要請することができ、国及び都道府県は正当な理由がない限り実施を拒んではならないとする規定（第68条、第74条の3）があり、こうした規定を必要に応じて活用しつつ、各道路管理者において対応されたい。

（2）内容

国土交通大臣は指定区間外の国道、都道府県道及び市町村道に関し、都道府県知事は指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、1（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1（2）③及び④の措置をとるべきことを指示することができるものとした。具体的には、広域的な観点からみると、車両の移動等が必要にもかかわらず、情報の不足等により作業が遅れる箇所が発生した場合に、当該箇所の車両の移動等を行うよう指示する場合が想定される。

この場合、指示を受けた都道府県や市町村が、人員や資機材の関係などで、当該指示を履行しがたいときは、国や都道府県など指示の内容を履行する能力のある者に対して速やかに車両移動に対する支援を要請することが想定されるため、可能な範囲で実施するなど適切に対応するものとする。その際、車両の移動等に係る費用は原則として要請した道路管理者の負担となる。

なお、公社管理道路において上記の必要があると認められる場合においては、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第39条に基づき、地方道路公社に対し、国土交通大臣又は地方道路公社の設立団体の長によって、上記同様の監督命令をすることができることとされている。

4. 損失補償について（法第82条関係）

（1）趣旨

1（2）③及び④の措置によって、特定の私人が経済上の損失を被ることが想定されるため、これを正当に補償するため、災害対策基本法の損失補償に関する規定に所要の改正を行うものとした。この場合に行う損失補償は、車両の移動等や、土地の一

時使用など、1（2）③及び④の措置により生じた損失に対する補償である。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために割ったガラスの修理代、また、擦り傷やバンパーのへこみ、車両の変形の修理代など、車両の移動等に際し生じた損失の修理に要する費用を想定している。

（2）内容

① 国又は地方公共団体の損失補償について（第1項）

1の措置をとった道路の道路管理者である国又は地方公共団体は、1（2）③及び④の措置により通常生ずべき損失を補償しなければならないものとした。

② 機構又は地方道路公社の損失補償について（第2項）

会社管理高速道路又は公社管理道路において機構又は地方道路公社が1（2）③及び④の措置をとったことにより通常生ずべき損失については、それぞれ機構又は地方道路公社がその損失を補償しなければならないものとした。

5. 施行期日

改正法の施行期日は、公布の日（平成26年11月21日）である。

災害対策基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

（第187回国会災害対策特別委員会第6号平成26年10月31日衆院会議録より抜粋）

政府は、今後の大規模地震や大雪等の災害時において、緊急通行車両の通行が確保されるよう、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 災害時の道路啓開に万全を期するため、道路管理者の人員体制の確保、重機等の資機材の充実等による現場における体制の強化並びに安全の確保を図ることとし、そのために必要な措置を講じること。

二 災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、運転免許保有者に対する講習や防災訓練等を通じて適切な普及啓発を図ること。

三 災害時における車両の移動等を行う際の車両、土地等への損失補償について、可能な限りその手続の簡素化と補償の迅速化を図られるよう適切な措置を講じること。

災害対策基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年十一月十二日

参議院災害対策特別委員会

政府は、今後の大規模地震や大雪等の災害時において、緊急通行車両の通行の確保等がなされるよう、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 災害時の道路啓開に万全を期するため、道路管理者の人員体制の確保、重機等の資機材の充実等による現場における体制の強化並びに安全の確保を図ることとし、そのために必要な措置を講じること。

二 本法の趣旨及びその内容について、道路管理者、車両の占有者、地域住民等に対し十分な周知を図るとともに、災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、運転免許保有者に対する講習や防災訓練等を通じて適切な普及啓発を図ること。

三 災害時における車両の移動等を行う際の車両、土地等への損失補償について、可能な限りその手続の簡素化と補償の迅速化を図られるよう適切な措置を講じること。

四 災害時における発災直後から復興段階に至る一連の過程において、メンタルヘルスを含む医療体制の充実が犠牲者や被害者の拡大防止を図る上で重要であることに鑑み、災害対策基本法において各自自治体が策定する「地域防災計画」に定める事項として「医療」の例示を検討すること。